

水際対策強化に係る新たな措置（１１）

令和３年５月７日

１．インド、パキスタン及びネパールからのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日間の自宅等待機を求めることとする。上記措置は本年５月１０日午前０時から開始することとする。

２．感染症危険情報レベル３対象国・地域については渡航中止勧告を出しているところであるが、日本への再入国又は帰国を前提としたインド、パキスタン及びネパールへの短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請する。

（以上）